

経済産業省

20140407統局第4号

平成26年4月22日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会

会長 越村 敏昭 殿

経済産業省大臣官房調査統計審議官 牧内 勝哉



商業動態統計調査の実施に関する協力について（依頼）

平素より経済産業省の統計調査に御協力を賜り、誠にありがとうございます。
経済産業省では、我が国の商業活動の動向を明らかにすることを目的として、「商業動態統計調査」を毎月実施しており、調査結果は、毎月「商業販売統計」として公表するほか、政府が景気の基調判断をする「月例経済報告」や「景気動向指数」を始め、「四半期別GDP速報」などの作成にも利用されるなど、国内外の政府機関、マスコミ及び市場関係者などに広く活用されております。

商業動態統計調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査として、経済産業省が都道府県を通じて実施しており、都道府県知事から任命される統計調査員が各事業所に伺い調査を行っております。

本調査においては、ショッピングセンター内で営業している事業所が調査の対象となる場合がありますので、その際には貴協会加盟の会員やショッピングセンター建物管理者に対して、統計調査員の調査活動に御協力いただけるよう周知の程よろしくお願いいたします。

経済産業省

20140407統局第4号

平成26年4月22日

ショッピングセンターディベロッパー 各位

経済産業省大臣官房調査統計審議官



ショッピングセンター内での商業動態統計調査活動への協力について（依頼）

平素より経済産業省の統計調査に御協力を賜り、誠にありがとうございます。
経済産業省では、我が国の商業活動の動向を明らかにすることを目的として、「商業動態統計調査」を毎月実施しており、調査結果は、毎月「商業販売統計」として公表するほか、政府が景気の基調判断をする「月例経済報告」や「景気動向指数」を始め、「四半期別GDP速報」などの作成にも利用されるなど、国内外の政府機関、マスコミ及び市場関係者などに広く活用されております。

商業動態統計調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査として、経済産業省が都道府県を通じて実施しており、都道府県知事から任命される統計調査員が各事業所に伺い調査を行っております。

本調査においては、貴社が管理されているショッピングセンター内で営業している事業所が調査の対象となる場合がありますので、その際には統計調査員の調査活動に対し御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

商業動態統計調査のご報告をお願いいたします!

~~*~*~ 経済産業省 ~*~*~*~*



商業動態統計調査は

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とし、**統計法に基づ**
く基幹統計調査（報告義務があります）として、経済産業省が毎月実施しております。

【統計法】(抜粋)

1.報告義務

第13条において、「基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる」とされ、「報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない」と規定しています。

2.罰則

第60条において、「基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者」は、「六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」と規定しています。

第61条において、「基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者」は、「五十万円以下の罰金に処する」と規定しています。

調査の対象は

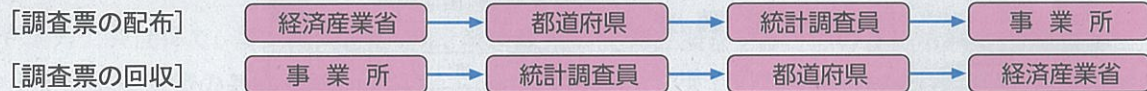
商業動態統計調査は標本調査であり、全国の商業を営む卸売・小売事業所（平成19年商業統計調査によると約147万事業所）から、①特に指定された規模の大きい事業所、②一定の基準によって無作為に選ばれた事業所、③一定の基準によって無作為に選ばれた地域に所在する事業所を調査の対象としており、事業所、地域は経済産業大臣が指定しております。

調査の内容は

毎月の商品販売額及び月末従業者数についての調査です。（次ページ調査票参照）

調査の方法は

この調査は、都道府県知事が任命した統計調査員が、担当地域の事業所を訪問し、調査票の配布・記入の依頼・回収を行います。また、郵送やオンラインによる提出方法も選択できます。



調査内容の秘密は守られます！

商業動態統計調査は、統計法に調査内容の秘密保護が規定されており、調査に従事する者が職務上知り得た秘密を他に漏らすことは法律で禁じられております。また、ご報告いただいた内容は、**統計以外の目的に使用されることはありません。**

★調査票の配布・回収などのお問い合わせは、あなたの事業所がある都道府県にご連絡をお願いいたします。

4ページの【調査に関する都道府県の連絡先】の統計主管局部課 商業動態統計調査担当まで。

★調査票のご提出後に、記載事項等について問い合わせを行う場合がございます。不審な点を感じられた場合は、即答せずに経済産業省にご連絡ください。

〈連絡先〉 経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班
電話番号 03-3501-1511 内線2898~2899

調査の結果は

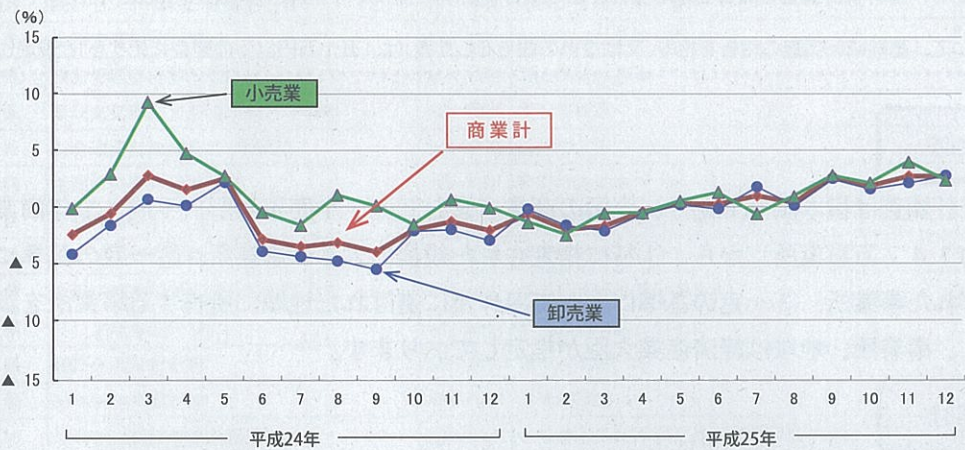
皆様方から提出していただきました調査票は、経済産業省で集計し、その結果を「商業販売統計速報」及び「商業販売統計月報」として刊行物及びインターネットにより、毎月公表しております。
<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

- ◆「商業販売統計速報」・・・調査月の翌月下旬頃
- ◆「商業販売統計月報」・・・調査月の翌々月中旬頃

ご協力いただいた事業所の皆様方には、公表結果を集計し分析した「商業の動き」を年1回配布しております。

最近の商業販売額の推移は以下の図のとおりです。

商業計と卸売業、小売業の販売額前年同月比の推移



注：平成25年12月は速報値による。

◆商業動態調査票(乙) [開始月用] 見本 ◆ ※調査開始月は、前月分の販売額もご記入ください。

商業動態統計調査 (統計調査番号 A03) **提出用** **乙**

基礎統計 **秘** 商業動態調査票

調査票番号 0002

提出先 都道府県知事

提出日 翌月 10 日

部数 2 部

(一般事業所用)

この調査票は、貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。

平成 年 月 分

都道府県番号 事業所番号

1. 事業所名及び事業所所在地 電話 市外局番 () 局 番

2-1. 商品販売額 番号 月間商品販売額

調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けなくても可。	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円							
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
0101								

2-2. 前月の月間商品販売額 この欄は前月の商品販売額の合計を記入してください。「¥」記号は付けなくても可。

番号	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
0121								

3. 月末従業者数 0201 人

備考

この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の職名及び氏名

平成 年 月 日

報告者の氏名

調査開始月のみ、前月分の販売額もご記入ください。

翌月以降は、毎月用調査票にて、該当月のみの販売額をご記入ください。



我が国商業の販売活動の毎月の動向を明らかにする

商業動態統計調査の利用事例

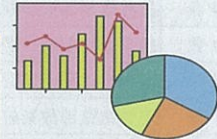
何が分かるの？

小売業の結果からは、「もの」の供給側から見た我が国の個人消費の動向が把握できます。また、卸売業の結果からは、生産と消費を結ぶ流通段階の動向を把握できます。

何に使われるの？

国や地方公共団体での景気対策や商業・流通・中小企業振興政策の基礎資料として、幅広く利用されています。

『月例経済報告』作成に利用



・我が国経済の基調判断や経済政策の基本方針について、毎月公表されている「月例経済報告」を作成するため、商業動態統計調査の小売業販売額のデータが個人消費の基調判断に利用されています。

『景気動向指数』作成に利用

・我が国の景気の現状把握や、先行きの方向性を示す重要な指標である「景気動向指数」を作成するため、商業動態統計調査の小売業と卸売業の前年同月比が利用されています。

(我が国景気と密接な動きをする統計として、先行、一致、遅行のうちの一致系列の基礎資料に採用)

各種施策の基礎資料など

・国や地方公共団体で、景気動向を把握し、経済政策の企画立案をするための基礎資料や商業政策及び中小企業振興政策の基礎資料として、多方面で利用されています。(第三次産業活動指数、産業連関表、地域産業連関表、県民経済計算等)

・業界団体、民間経済研究機関の調査研究資料、新聞・テレビ等の報道資料、大学等の講義資料など

以上のように、商業動態統計調査は我が国の経済活動把握のために必要不可欠な統計となっており、調査結果は、社会生活の中に活かされています。



【調査に関する都道府県の連絡先】

直：統計主管局部課直通電話番号

都道府県	統計主管局部課	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	総合政策部地域行政局統計課	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-204-5145 直
青森県	企画政策部統計分析課	030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9167 直
岩手県	政策地域部調査統計課	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5316 直
宮城県	震災復興・企画部統計課	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2457 直
秋田県	企画振興部調査統計課	010-8570	秋田市山王 4-1-1	018-860-1255 直
山形県	企画振興部統計企画課	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-3135 直
福島県	企画調整部統計課	960-8670	福島市杉妻町 2-16	024-521-7147 直
茨城県	企画部統計課	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-2656 直
栃木県	県民生活部統計課	320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2250 直
群馬県	企画部統計課	371-8570	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2410 直
埼玉県	総務部統計課	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-2320 直
千葉県	総合企画部統計課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2228 直
東京都	総務局統計部社会統計課(商業動態統計担当)	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎17階	03-5321-1111
神奈川県	統計センター消費・商業統計課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3217 直
新潟県	総務管理部統計課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5120 直
富山県	経営管理部統計調査課	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3193 直
石川県	県民文化局県民交流課統計情報室	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1342 直
福井県	総合政策部政策統計・情報課	910-8580	福井市大手 3-17-1	0776-20-0272 直
山梨県	企画県民部統計調査課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1343 直
長野県	企画部情報統計課	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111
岐阜県	総合企画部統計課	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8185 直
静岡県	企画広報部情報統計局統計調査課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2240 直
愛知県	県民生活部統計課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6105 直
三重県	戦略企画部統計課	514-8570	津市広明町 13	059-224-2052 直
滋賀県	総合政策部統計課	520-8577	大津市京町 4-1-1	077-528-3398 直
京都府	政策企画部調査統計課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4495 直
大阪府	総務部統計課	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎19階	06-6210-9209 直
兵庫県	企画県民部統計課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁2号館12階	078-362-4128 直
奈良県	総務部知事公室統計課	630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-8452 直
和歌山県	企画部企画政策局調査統計課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2390 直
鳥取県	地域振興部統計課	680-8570	鳥取市東町 1-220	0857-26-7107 直
島根県	政策企画局統計調査課	690-8501	松江市殿町 1	0852-22-5073 直
岡山県	総合政策局統計調査課	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7261 直
広島県	総務局統計課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-2542 直
山口県	総合企画部統計分析課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2654 直
徳島県	政策創造部統計戦略課	770-8570	徳島市万代町 1-1	088-621-2137 直
香川県	政策部統計調査課	760-8570	高松市番町 4-1-10 香川県庁東館4階	087-832-3148 直
愛媛県	企画振興部管理局統計課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2269 直
高知県	総務部統計課	780-8570	高知市丸の内 1-2-20	088-823-9345 直
福岡県	企画・地域振興部調査統計課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3188 直
佐賀県	経営支援本部統計調査課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7037 直
長崎県	県民生活部統計課	850-8570	長崎市江戸町 2-13	095-895-2226 直
熊本県	企画振興部交通政策・情報局統計調査課	862-8570	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2177 直
大分県	企画振興部統計調査課	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2449 直
宮崎県	総合政策部統計調査課	880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-32-4451 直
鹿児島県	企画部統計課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2479 直
沖縄県	企画部統計課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2050 直

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

住所：〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1511(代表) 内線2898~9、FAX:03-3501-7789

